

退職後の保険

2017.2.24

I. 健康保険・年金

退職後、再就職する場合は再就職先が加入している医療保険に加入しますが、再就職しない場合は、以下の通りご自身での手続きが必要となります。

手続表

手続内容	申請期限	申請先	必要書類
国民健康保険	退職日の翌日～14日以内	市役所・区役所	資格喪失証明書
被扶養者への変更	速やかに	配偶者や子供の所属する会社	左記会社に直接ご確認下さい
※健康保険の任意継続	退職日の翌日～20日以内	当社	任意継続申請書
国民年金	退職日の翌日～14日以内	市役所・区役所	年金手帳

※健康保険の任意継続について

① 加入要件

次の要件を満たしていれば、退職後も2年間は任意継続被保険者として被保険者資格を継続することができます。

- (1) 資格喪失日(退職日の翌日)の前日までに継続して2ヶ月以上被保険者であること
- (2) 資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者となる申請をすること

② 給付

任意継続被保険者は、一般被保険者と同様の給付を受けることができます。ただし、傷病手当金、出産手当金は受給できません。しかし、退職時に傷病手当金、出産手当金の継続給付の受給要件(※)を満たしている場合は、資格喪失後の給付として受給することができます。

③ 保険料

負担する保険料に関しては、被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせた全額を自己負担します。任意継続被保険者になると、事業主による保険料負担はありません。毎月10日までに自分で保険料を納付します。

詳しい保険料を知りたい場合や加入希望の方は弊社担当者にお問い合わせください。

II. 雇用保険

【失業等給付】

失業等給付は、労働者が失業した場合及び雇用の継続な困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うとともに、その生活及び雇用の安定を図るための給付です。

失業給付の申請は居住地を管轄するハローワークにて行います。申請される場合は離職票が必要となりますので、退職前までに担当営業にご相談下さい。

退職後の保険

2017.2.24

① 求職者給付

求職者給付は、被保険者が離職し、失業状態にある場合に、失業者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることを目的として支給する給付です。

- ・基本手当
- ・技能習得手当
- ・傷病手当

② 就職促進給付

就職促進給付は、失業者が再就職するのを援助、促進することを主目的とする給付です。

- ・就業手当
- ・再就職手当

※給付金額・給付期間等は個々のケースによって異なります。

詳しくはハローワークにお問い合わせください。